

地方公営企業法の適用に関する研究会（第2回）

1 開催日時等

- 開催日時： 平成25年8月6日（火）15:00～17:30
- 場 所： 海運クラブ303号室
- 出席者： 鈴木（豊）座長、遠藤委員、菊池委員、小西委員、小室委員
鈴木（勲）委員、古屋委員代理（古谷委員）、山崎委員
青木大臣官房審議官、村中大臣官房審議官
米田公営企業課長、廣澤公営企業経営室長
大沢準公営企業室長、公営企業課北澤理事官 他

2 議題

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

3 配布資料

- (資料1) 地方公営企業法の適用に係る主な検討課題
- (資料2) 地方公営企業法の適用範囲に関する地方公共団体への
意見調査結果の概要について
- (資料3) 財務規定等を適用する意義・効果
- (資料4-1) 地方公営企業法の適用に係る検討課題について（本編）
- (資料4-2) 地方公営企業法の適用に係る検討課題について（資料編）

4 次回研究会日程

第3回研究会については、平成25年9月3日（火）15:00からとする

5 概要

(1) 事務局より資料 1~6 について説明

(2) 出席者等からの主な意見

○ 地方公共団体への意見調査結果について

- ・ 調査結果において、最大の課題は職員の技術不足とされているが、これは単に財務規定を適用していないからではないか。
- ・ 財務規定適用の課題として独立採算が困難であることという回答は理解ができない。企業会計を適用することで、独立採算がどの程度できていないのか、負担は誰が担っているのかなどが、よりクリアになることが期待される。
- ・ 実態に照らすと、未だ全く法適化について考えていない地方公共団体があるなど、各地方公共団体間での温度差が感じられる。今回の調査において、財務規定等適用への移行に要する想定期間の回答についても、法適化には何が必要かを知らない地方公共団体などもあるだろうから、この回答がどこまで一般性があるかは疑問である。
- ・ 調査によれば、財務規定等適用の実績を見るとおおむね3年以内で移行しているところが多いが、地域特性・事業規模によって異なる。こういった点に関する分析が必要であり、段階を踏んだ支援と十分な移行期間の中で、事業規模や特性にあわせて物事を考え、適用の方法についても、一律でなく選択ができるとよい。

○ 財務規定等の適用の意義・効果の整理

- ・ 負担区分明確化による住民、議会への説明や、財源確保の方策を探るための基礎情報については、企業会計の適用により得られるものである。
- ・ 地方財政健全化法の仕組みで把握ができない将来の更新投資への負担についても、企業会計の適用により、その一端を、減価償却により把握することも可能となる。
- ・ 現場においては、ストック情報の把握により更新計画が可能となるというメリットは、あまり響かないと思われる。
- ・ メリットがあるから財務適用するのではなく、負担区分の明確化の前提として財務適用が義務化されてしかるべきではないのか。

- ・ 財務規定等の適用の目的は、根本的には絶対やめられない生活のための事業を守る、ということである。老朽化に伴う更新経費が今後どれだけ必要なのかということ把握していないと、一般会計の将来負担が見えず、経営が成立しない。
- ・ 今後のインフラ更新の必要性は明白で、たとえば簡易水道などはそれが目前に控えている状態であり、そのための投資は必須となっている。

○ 適用すべき事業の範囲（小規模事業への適用）について

- ・ 地方で行われる多様な事業展開が不適切でない限り、それらを妨げるレギュレーションをかけるのは好ましくない、ということが原則である。その中でどのようなレギュレーションをかけるか、が本議論の論点である。
- ・ 本議論の問題意識は、負担区分の明確化、どこまで料金収入で賄うかの問題であり、その点を曖昧にすることは好ましくない。
- ・ 負担区分を明確にすることや小規模事業の例外を設けることで、法適用に際し、重要な課題と考えられている、独立採算が困難、一般会計繰出金の確保、業務量の増加とそれに伴う職員の不足の解決を図ることは可能であると思う。
- ・ 簡易水道会計や下水道会計の運営において、独立採算に固執したことはない。個々の地方公共団体のサービスには差があり、現場は限られた予算の中でどの部分に資金を投入するかを熟慮している。近年、地方交付税額が戻り、その結果地方公共団体はそれぞれの裁量でサービスを考える余地ができた。法適用として一律に網をかけることは、これまで地方公共団体が運営していたサービスができなくなる可能性がある。
- ・ 財政的な支援を行い、できる地方公共団体はどんどん法適化すればよいが、それでもできないところは、それぞれの判断に任せるべき。
- ・ 原則として法適用すべきであるが、固定資産額や料金収入、企業債の借入額など、規模による線引きもあるのではないか。
- ・ 例外を作り始めるときりがないところがある。
- ・ 例えば、原則財務適用だが、企業性を発揮することが困難で、規模が小さい場合などは、条例により任意非適用も選択可能にすることもあり得るのではないか。

- ・ 小規模事業の規模を営業収益で計る場合については、例えば政策的に料金水準を低く抑えて営業収益が少ないのか、事業規模が小さいゆえに営業収益が小さいかの判断は慎重に行うべきである。
- ・ 原則全ての事業について適用すべきではないか。小規模で独立採算が難しいので適用しないとの理屈がわからない。それは会計手法の選択の問題でなく、事業自体の存在意義を問わねばならない問題である。
- ・ 独立採算ができないのであれば、どれだけ税金を投入しなければならないか、法適用をして明確化する必要があるのではないか。
- ・ 原則として法適用すべきであり、専門性を持った職員が不足するなどの課題については、支援策をもって対応すべき。
- ・ 企業会計を導入することは、健康診断を受けるようなものであり、規模の大小により健康診断を受けなくてもよいとはならないのではないか。
- ・ 基本的には法適用事業の拡大に賛成。わかりやすいマニュアルを作り、簡便な資産評価方法を作成し、適切な移行期間を設ければ、適用は可能である。

○ 「公営企業」の概念について

- ・ 地方財政法第5条で定められる適債性の概念を広く定義しなければ、地方で行われている事業に対し、起債できなくなる恐れがある。公営企業にかかる起債だから、必ず料金で返さなければいけないということではなく、あくまで料金による償還は原則であり、適債性との間に相関関係はない。第三セクター等とは異なり、法人格が地方公共団体そのものである公営企業については、最終的には税金を投入することが前提となる。
- ・ 市民の理解や納得が得られれば、一般会計で行うか公営企業で行うかはどちらでもよい問題で、コスト負担と受益との関係を明確にすることが最も大事である。
- ・ 地方公営企業法や地方財政法における対象事業と、地方公営企業決算統計提出事業との関係、事業を公営企業として行うのか、普通会計で行うのかの判断や、公営企業債を借りる際の企業性の要件は何か、などの整理が必要ではないか。

○ その他（法適用の必要性、課題等）

- ・ 他に法適用している公営企業を持っていない地方公共団体において、専門性のある職員が足りないことについて、どのような支援を行うかの議論が必要。
- ・ 人材不足の話がよく出てくるが、地方公共団体に今いる職員を有効活用し、やっていくべきものである。
- ・ 財源が限られる中、過大な繰り出しは他の事業の実施を妨げるのではないか。
- ・ 現在の繰出基準は曖昧で、事業によっては細かくあるいは曖昧に記載されている。このような点を見直して、負担区分全体を整理することが、損益情報を的確に把握する鍵である。
- ・ 手厚い財政支援が望まれる。
- ・ 本議論は、地方分権推進の中で、地域の実情に応じた公営企業を運営していく会計制度を考えるのが出発点である。その実情に応じた経営を考えると、同種の公営企業であっても地域により性質や格差は異なっており、財源の確保の仕方にも差が出てくるのは、いたし方ない。
- ・ 現在法適用している3,000弱の公営企業の移行にかかる経験を大いに生かしながら、進めていくこと検討すべき。
- ・ 必要な経費支援・人材育成支援などは、地方公共団体それぞれにするのではなく、都道府県単位で推進チームを設置し、支援・情報共有を行うことが好ましい。